

休眠預金等活用法 Q & A

Q 1 : 休眠預金等活用法はどのような法律ですか？

A 1 : 休眠預金等活用法(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)とは、毎年約700億円発生している休眠預金等を、"国の財源として活用する"とした法律です。

国が指定する活用団体を通じて、子どもや若者・日常生活での困難者等への支援や地域活性化のため、NPO法人や民間団体が休眠預金等を助成金や貸付金として活用できるよう定められました。

Q 2 : 休眠預金等って何なの？

A 2 : 休眠預金等とは、"長期間にわたり、出し入れ等がされていない預金口座のことで、最後に出し入れされた日等から10年を経過した預金等が対象となります。

Q 3 : 平成 30 年 1 月以降の取り扱いはどうなりますか？

A 3 : ① 各金融機関は、最後に出し入れされた日等から9年を過ぎた預金等を特定し、預金者へ通知(残金1万円以上)するとともに、休眠預金等の手続に関する公告をHP等で行います。



② 預金者からの引出し等がない場合は、休眠預金等活用法に基づき、休眠預金等は各金融機関から預金保険機構へ「休眠預金等移管金」として納付されることになります。



③ 預金保険機構への納付後、休眠預金等を払い戻す場合は、各金融機関の窓口を介して、預金保険機構へ「休眠預金等代替金の支払い請求」をしていただくことになります。

なお、その際には、休眠預金等の対象となっている預金通帳やカード、本人である事を証明する本人確認書類等の提示が必要となります。

Q 4 : どんな預金が対象となりますか？

A 4 : 預金保険法および農水産業協同組合貯金保険法における一般預貯金や決済用預貯金が対象となります。但し、財形貯蓄・マル優等は除外されます(施行規則第三条)。

Q 5 : 休眠預金等になる時は、通知は来ますか？

A 5 : 最後に出し入れされた日等から9年を経過した預金等を対象に、10年6カ月を経過する日までに通知・公告を行います。

ただし、①1万円未満の口座、②金融機関に届け出ていない住所にお住まいの場合等は通知されません。

Q 6 : 休眠預金等活用法で何が変わりますか？

A 6 : 民間の団体が行う公益活動に休眠預金等を活用出来るよう、国が指定する活用団体を通じ、「助成金」や「貸付金」として有効利用されることになります。

Q 7 : 休眠預金等活用法の施行で休眠預金等の払戻しはどのような？

A 7 : 期限が来た休眠預金等は移管金として預金保険機構へ納められますが、お客様からのお申し出の際には、各金融機関が窓口となり払い戻しの手続きを行います。

休眠預金等の払い戻しには影響ありませんのでご安心ください。

